

事 務 連 絡

令和 5 年 10 月 2 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事 業 部

フロン排出抑制法に関する説明会のお知らせ（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の令和元年改正により、機器ユーザー等のフロン回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、関係者が相互に確認・連携し、ユーザー等による機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われるための仕組みが、令和 2 年 4 月 1 日から導入されました。また、令和 3 年度及び 4 年度にはフロン排出抑制法違反による摘発事例もみられたところですが、このたび、環境省では、フロン排出抑制法における関係者の役割を解説するため、「令和 5 年度フロン排出抑制法に関する説明会」を開催します。

つきましては、当説明会の開催について、会員企業の皆様に適宜ご案内くださいますようお願い申し上げます。詳細については、環境省プレスリリース及び別添ファイルをご参照くださいますようお願いいたします。

【環境省プレスリリース】

[https://www.env.go.jp/press/press\\_02180.html](https://www.env.go.jp/press/press_02180.html)

【添付資料】

- ・ 01\_R5 フロン排出抑制法説明会のお知らせ

以 上

（事業部：八重樫）